

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成 21 年 12 月 18 日

規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 21 年条例第 39 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置届)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項又は第 12 条に規定する届出は、駐車施設附置（変更）届（様式第 1 号）に別表に掲げる書類を添付して、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の提出前（確認を要しない場合にあつては、用途変更の工事着手前）に市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第 3 条 条例第 13 条第 2 項の職員の身分を示す証明書は、身分証明証（様式第 2 号）とする。

(措置命令書)

第 4 条 条例第 14 条第 2 項の措置命令書は、様式第 3 号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の廃止)

2 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 5 年上田市規則第 13 号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区分	書類	記載事項
駐車施設	付近見取図 (2,500分の1)	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに条例第4条から第6条までに規定する建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

様式第1号(第2条関係)

駐車施設附置(変更)届

年 月 日

(届出先)上田市長

駐車施設附置者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項・第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 施 設	1 附置場所							
	2 権利関係 自己所有地又は借地等の権利関係を明記							
	3 使用承諾者	住所 (所在地)						
		氏名 (名称)	印					
	4 規模	区 分	駐車マスの大きさ別収容台数及び面積					
			2.3m×5.0m		2.5m×6.0m		3.5m×6.0m	
			台数	面積	台数	面積	台数	面積
建築物内		台	m ²	台	m ²	台	m ²	
建築物外		台	m ²	台	m ²	台	m ²	
計	台	m ²	台	m ²	台	m ²		
建 築 物	5 所在地							
	6 地域		商業地域(m ²) 近隣商業地域(m ²) その他(m ²)					
	7 用途及び規模	駐車施設の延べ面積	特定部分の延べ面積	その他の部分の延べ面積	合 計			
		m ²	m ²	m ²	m ²			
8 適用条項		第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 (特認事項 第4条ただし書 第6条ただし書 第8条第3項)						
9 敷地内及び建築物内に附置できない理由		(第9条適用施設の場合)						
届出受付		年 月 日 第 号						
確認年月日		年 月 日 第 号						
備 考								

注 1 該当するものを で囲んでください。

2 の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 証
所 属
氏 名
(年 月 日生)
上記の者は、上田市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例第13条第1項の規定による立入調査をする職員であることを 証明する。
年 月 日交付
上田市長 印

(裏)

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例抜粋 (立入調査等) 第13条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称)

様

上田市長



措 置 命 令 書

建築物の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第14条の規定により、次のとおり措置を命ずる。

1 必要な措置

2 期 限

3 理 由